

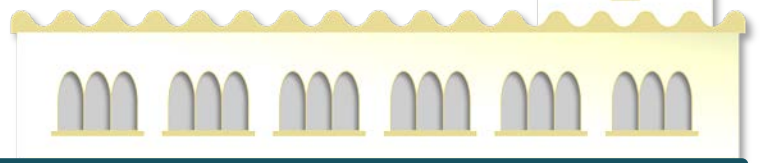


## TPP相談窓口設置のご案内 (原産地規則・関連する税関手続きに関するご相談専用)

本年10月5日、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が交渉参加12カ国において大筋合意されました。

TPP協定については丁寧な情報提供及び相談体制の整備が求められておりますところ、横浜税関では下記のとおりTPP相談窓口（TPP相談専用ダイヤル）を設置いたしました。

横浜税関業務部原産地調査官が対応し、TPP協定における原産地規則及び関連する税関手続きについての様々な疑問・相談事項等にお答えいたしますので、お気軽にお問合せ下さい。



# TPP相談専用ダイヤル (045) - 212-6050

原産地規則・関連する税関手続きについてお気軽にお問合せください

\* 税関手続き以外のTPP全般についてはこちら ⇒ [TPP対策本部（内閣官房HP）](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/)  
(<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/>)